

平成26年4月策定  
 平成30年4月改定  
 平成31年4月改定  
 令和元年7月改定  
 令和2年4月改定  
 令和3年4月改定  
 令和4年4月改定  
 令和5年4月改定  
 令和6年4月改定

## はじめに

ここに定める「岩野田中学校いじめ防止基本方針」は平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、日常的に仲間の良さを認め合う「ザ・ベスト・スチューデント」の活動を通して、自己有用感・学級や学年への所属感を高め、一人ひとりを大切にしていける学校の雰囲気を醸成してきた。また、SNSの間違った利用法から思いがけないいじめ事案に発展しないように、毎年前期に全校生徒に向けた研修会を開いてきている。そして12月のひびきあい集会の後には、生徒会が「岩野田中ネット宣言」を確認し、インターネットの正しい利用法の約束を確認している。さらに、自己理解や他者との意思疎通の為の具体的な手立について学ぶ講座を、スクールカウンセラーを活用して行っている。

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

#### いじめの定義 法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状態等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3) いじめの解消

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により、確認するなど適切に対応する。

## (4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

### ①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

### ②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも、起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

### ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

### ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

## (5) 学校としての構え

さまざまな個性をもった生徒が集まって生活する学校では、時には優越感を感じたり、劣等感を感じたりすることは自然なことであり、その中で人を見下したり、うらやましがったりする心も存在する。中にはその気持ちを行動に移してしまう場合もある。よって許せないことであってもいじめが起きる危険性は常にある。大切なことはそうした心があることを知り、その心に振りまわされないで仲間と共によりよい関係を築き、自分の良さを発揮し、自己実現にむかって頑張れる自分になってほしいということである。生徒は問題解決を通して成長していく。

・誰にでもある優越感や劣等感には、人を見下したり、うらやましがったりする、いじめにつながりやすい感情があることに気づかせる。

・だからいじめは起きやすいものである。いじめの根絶を目指し、つぎつぎと起こりうるいじめを一つ一つ丁寧に迅速に克服していく姿勢で学校は臨む。

・いじめの解決は学校の優先課題である。いじめは指導のチャンスととらえ、早い段階で指導にあたる。また発見のためのアンテナを高く張る。

## かけがえのない大切な一人ひとり

### ～誰も一人ぼっちにさせない～

岩野田中学校の先生たちは、みなさんに四つの約束をする。

そしていじめを発見したら、いじめられた側の生徒の立場で指導する。

- |   |                                |                     |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する                    | →誰も一人ぼっちにさせない       |
| 2 | いつでもどんな相談でも聞く                  | →どんなことも受け止める        |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する。       | →いじめはみんなで必ず止める      |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

## (6) 生徒に身に付けさせたいこと

・**勇気をもって訴える力** いじめは起こりうることなので、事態を早くつかまなくてはならない。被害者

が訴えることは「勇気ある行為」である。いじめられている生徒を救うのは当然であり、いじている生徒の間違った心に気づかせることにもなる。「いじめられている」と訴える勇気は、いじている生徒も救うことになると思う。

- ・ **自己有用感** 中心となっていじめの生徒の周りにはいじめを知っていたり、傍観したりしている生徒がいる。こうした周囲の生徒がいじめを知ったとき「止めやあ」と言えることが大事である。そのためにもいじめは「許されないこと」という指導とともに、普段から正しいことがきちんとと言える集団づくりや、「仲間の良さ見つけ」などの取組を通して、自分は仲間から必要にされていると思える自己有用感をもたせる指導を行う。

#### (7) 保護者が行うこと

- ・ 日頃より、生徒がいじめを行うことがないように人権尊重や規範意識等の指導を行うように努める。
- ・ 子どもにとって仲間との様々な問題に突き当たり乗り越えていく問題解決能力を身に付けさせるよう努める。
- ・ いじめの訴えがあった場合、学校は事実確認をした上で、保護者と連絡を取り解決を図る。よって、いじめの当事者になった場合は、原則保護者は発覚した日に学校に来ていただく。
- ・ 子どもがいじめの加害者になったときは、親の責任の取り方を示していただく。
- ・ 子どもはもちろん保護者にも思いを語っていただく。自分の子どものしたことに対してきちんと謝る親の姿を我が子に見せることが、子の成長にとって極めて大事な節目となる。

## 2 いじめ未然防止のための取組

### (1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・ 「分かった」「できた」と達成感、充実感を味わうことのできる授業を推進する中で主体性を高め、合理的に課題を解決する能力を育成する。
- ・ 仲間と共に協力してやり遂げる学級活動や行事を体験させることで互いの存在を認め合い、所属感、自己肯定感や自分は仲間から頼りにされていると言える自己有用感をもたせる。
- ・ 自分たちの生活をより良いものにしていく生徒会活動の充実を図る。(常時活動の充実、「ザ・ベスト・スチューデント」「いじめを見逃さない日」,「いじめ防止強化週間に向けた取組」)

### (2) 安心感を生み出す指導

- ・ 問題行動等に立ち向かう教師の姿を示し、全職員が共通理解・行動をとる。
- ・ 望ましい人間関係を築く取組を増やし、お互いの良さを認め合える視点を与える指導を行うと同時に、互いに認め・価値づける場を増やす。(教師主導のよいこと見つけ、学級通信、朝の会・帰りの会の充実)
- ・ いじめ未然防止に係る校内掲示(いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」)を位置付ける。
- ・ 生徒の声に耳を傾ける体制をつくる。(生活ノート、各種アンケートの「ダブルチェック」,「教育相談」の充実)

### (3) 生命や人権を大切にする指導

- ・ 生命・人権を大切にする指導(特別活動等での体験的な活動、道徳教育)、生命の尊厳への理解(自殺予防、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育)を位置づける。
- ・ 「いじめ」に関する授業を位置づける。差別やいじめを「する」「させる」「見ている」のどの立場であっても結局差別やいじめを助長させていることになることを教え、いじめの現場に出会ったとき、「止めやあ」と言える自分になろうとする勇気をもつように指導する。
- ・ 教職員の人権感覚を高める取組(ブロック人権研修、校内研修)の充実を図る。
- ・ いじめ未然防止等に関わる生徒主体の取組や活動(いじめを見逃さない日の取組、いじめ防止強化週間)を行う。

### (4) 全ての教育活動を通じた指導

- ・ 小集団学習の充実、日常生活の中で生徒の活躍の場(役割/係活動、清掃活動等)を設定する。
- ・ 生徒の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け(学級通信、良いこと見つけ)を行う。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修）を行う。
  - ・保護者や地域の方を対象とした研修を行い、学校・家庭・地域との連携を深める。
  - ・生徒会が決めた「ネット宣言」を常に意識するよう指導する。

岩野田中学校 ネット宣言

- 1 仲間の悪口を言わない、書き込みません。
  - 2 安易な気持ちで自分や仲間の顔写真・個人情報は載せません。
  - 3 ウソの情報や真実の情報かわからない情報は広めません。
  - 4 特定の人を仲間外れにするような言動はとりません。
  - 5 ネット上で会話をするときは、思いやりのある言葉を考え、言葉遣いを意識して送ります。
- 私達は上の1～5を守り、安心して過ごせる岩野田中学校をつくりまします。

平成28年12月作成

### 3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成  
傍観者ならないための対応（SOSの出し方教育、SOSカード、SOSBOX、情報提供アンケート）の仕方を知らせ、いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）を行い、互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）を養う。
- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実  
回答しやすい環境（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）を整え、いじめアンケートと情報提供アンケートを活用し、複数の職員での確認「ダブルチェック」を行い、日常の些細な事象発見（生活ノートや生徒の行動観察等からの情報共有、ここタン）に努める。
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）  
教科担任、いじめ対策監による日常的な見守り（校内巡視）を行い、迅速かつ組織的に対応するための校内組織を準備し（フロー図）、迅速かつ適切な情報共有を図る。スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）
- (4) 教育相談の充実  
あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全生徒を対象とする開発的教育相談、問題が発生しそうな生徒や不安や悩みを抱える生徒に働きかける予防的教育相談）を行う。
- (5) 教職員の研修の充実  
学校いじめ基本方針と組織的な対応（学校組織で判断、情報共有）をロールプレイング等の実践的な研修を通して理解し、事例研修（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案交流）を行うことによって、生徒への対応・主観的理解と客観的事実を区別した事実確認と記録・保護者連絡等の方法を身につける。
- (6) 保護者・地域との連携  
・日頃から保護者、地域住民（学校運営協議会、PTA役員会等）に積極的な情報提供を依頼する。  
・事案発生時には関係する生徒の保護者へ確実に情報を提供し、管理職による情報提供の履行の見届けのもと、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりに取り組む。（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知）
- (7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）  
教育委員会へ直ちに確実に報告を行う。状況に応じて関係機関との情報共有や指導の際の連携（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー）を図り、保護者に対して各種相談窓口を紹介する。

## 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

構成メンバー

学校内…校長、(副校長)、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、ほほえみ相談員等

学校外…保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー等

中学校でのいじめの未然防止や早期発見・早期対応を組織的に行うため、上記のメンバーで学校いじめ防止等対策推進会議を開催する。さまざまな情報を交流し、いじめかどうかの判断やどのような指導が良いかを専門家の立場からも検討する。

なお、本会議は生徒の生活状況に応じて適宜開催するものとし、必ずしも構成員の全員が、すべての会議に参加するものではないこととする。

## 5 令和6年度 岩野田中学校いじめ防止プログラム

月	主な行事	取り組み内容 等	職員の動き	生徒の動き
4	年度始め 始業式 学級開き 前期組織編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達)</li> <li>・入学式等で「学校いじめ防止基本方針」の説明</li> <li>・学校いじめ防止対策推進会議で方針説明 *生き方支援委員会内で開催する。</li> <li>・活動方針の確認</li> <li>・いじめを見逃さない日の確認</li> <li>・生徒の様子の交流(職員会)</li> <li>・ホームページによる「方針」の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会で活動方針の確認</li> <li>・学年会で要援助生徒の確認</li> </ul>	生徒会長からのメッセージ 「ザ・ベストスチューデント」(素敵な仲間紹介) 取組開始(年間)
5	PTA総会 体育祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・生徒の様子の交流</li> <li>・生活アンケート内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の様子の交流</li> <li>・情報モラル講話</li> <li>・職員研修</li> <li>・体育祭事前事後指導</li> </ul>	いじめに関わる道徳授業 「自分・仲間の良さ見つけ」
6	前期中間テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ防止強化週間」(6/24~7/3)</li> <li>・学校運営協議会(いじめ防止対策推進会議)外部</li> <li>・生活(いじめ・情報提供)アンケート①</li> <li>・命の大切さを学ぶ教室</li> <li>・教育相談</li> <li>・生徒向けネットいじめ研修の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の様子の交流</li> <li>・生活アンケート①の結果点検、結果に基づく即時対応・事後指導等の見届け</li> <li>・教育相談</li> </ul>	生活アンケート①の実施 教育相談

月	主な行事	取り組み内容 等	職員の動き	生徒の動き
7	個別懇談 夏休み 県いじめ調査①	・いじめについて考える日（7月3日） ・生徒の様子との交流 ・夏休みに向けて配慮事項の検討	・生徒の様子との交流	いじめについて考 える活動…生徒会
8	夏休み	・岐阜市生徒会サミット ・職員研修(ネットいじめ・教育相談を含む) ・校内いじめ防止等対策推進会議の実施 ・生徒の様子との交流	・生徒の様子との交流 ・職員研修(ネットい じめ・教育相談を含 む)	
9	前期期末テスト 宿泊行事	・宿泊研修指導 ・生徒の様子との交流	・宿泊研修の事前事後 指導 ・生徒の様子との交流	「自分・仲間の良さ 見つけ」
10	生徒会選挙 後期組織編成 総合学習行事	・生徒の様子との交流 ・生活アンケート内容の検討 ・総合学習行事指導	・生徒の様子との交流 ・総合学習の事前事後 指導	
11	後期中間テスト 合唱発表会	・合唱発表会指導 ・生活アンケート②実施 ・教育相談 ・学校運営協議会(いじめ防止等対策推進会 議) 外部 ・「いじめ防止月間」の取組 人権にかかわるユニット学習	・生徒の様子との交流 ・生活アンケート②の 結果点検, 結果に基 づく即時対応・事後 指導の見届け ・教育相談	生活アンケート② の実施 教育相談 「自分・仲間の良さ 見つけ」 人権に関わるユニ ット学習
12	個人懇談 県いじめ調査② 冬休み	・ひびきあいの日(いじめについて考える集 会) ・生徒の様子との交流 ・冬休みに向けての配慮事項の検討	・生徒の様子との交流 ・ひびきあいの日に向 けた指導	人権に関わるユニ ット学習 ひびきあいの日 岩野田中ネット宣 言確の確認…生徒 会
1	冬休み 始業式 学年末テスト3	・生徒の様子との交流 ・職員会(冬休み前までの取組振り返り) ・教職員による次年度取組計画	・生徒の様子との交流	
2	3年生と語る会 学年末テスト (1・2年)	・生活アンケート③実施 ・学校運営協議会(いじめ防止等対策推進会 議) 外部 ・生徒の様子との交流 ・本年度の会議の成果と課題の交流	・生活アンケート③の 結果点検, 結果に基 づく即時対応・事後 指導の見届け ・教育相談 ・生徒の様子との交流	生活アンケート③ の実施 3年生と語る会
3	卒業式 学年財産発表会 生徒会選挙 修了式 県いじめ調査③	・学年財産発表会 ・次年度の活動方針の検討	・生徒の様子との交流 ・本年度の反省 ・次年度方針の決定	「自分・仲間の良さ 見つけ」 学年・生徒会取組ま とめ

## 6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

### 【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

### 【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた(疑いがある)生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない行為」と自覚すると

ともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つけ直す指導に努める。

- ・いじめを受けた生徒に対しては、3カ月は毎日、担任・学年主任はもちろん校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序] 【別紙フロー図参照】

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

## 7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ①いじめの未然防止の取組に関する事
  - ②いじめの早期発見の取組に関する事
  - ③いじめの再発を防止するための取組に関する事

## 8 個人情報の取り扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。